



平成 31 年 1 月 31 日

各 位

会 社 名	東 邦 金 属 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 小 樋 誠 二 (コード番号：5781)
問 合 せ 先	取 締 役 総 務 部 長 森 本 幾 雄 (TEL 06-6202-3376)

課徴金についての審判手続き開始決定に対する答弁書の提出について

当社は、平成 31 年 1 月 18 日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」にてお知らせいたしましたとおり、当社が行った有価証券報告書等の訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣および金融庁長官に対し、当社に課徴金納付命令を発出するよう勧告がなされておりましたが、その後、金融庁長官から、審判手続き開始決定通知書を受領いたしました。

これにつき、当社は、本日開催の取締役会において、同通知書に記載の課徴金にかかる金融商品取引法第 178 条第 1 項第 4 号に掲げる事実および納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

今後、当社は金融庁からの課徴金の納付命令の決定に従い、当該課徴金 1,200 万円を納付いたします。

当社は、この度の金融庁からの課徴金納付命令について真摯に受け止めており、平成 31 年 1 月 17 日付で東京証券取引所に提出した本件に係る「改善報告書」中の再発防止に向けた改善措置を最優先の経営課題との認識のもとで実行しており、引き続き再発防止および信頼回復に努めてまいります。

株主・投資家の皆様をはじめ、お取引先および関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

以 上